

函館市国民健康保険料 減免申請のご案内について

(新型コロナウイルス感染症関連)

※令和5年度分の保険料については減免を実施しておりません。

こちらの申請書は、新型コロナウイルス感染症により収入減少等の影響を受けた方が、国民健康保険料の減免の対象となると思われる方にお渡ししています。

○対象となる世帯

- 1 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- 2 主たる生計維持者の事業収入等が3割以上減少している世帯

減少しているのは、給与収入・事業収入・不動産収入
山林収入のいずれかですか

いいえ ⇒ 対象になりません

はい

その収入は、令和3年中に比べ
3割以上減少していますか

いいえ ⇒ 対象になりません

はい

対象になります

- <対象外>
- 1 国保加入者全員の令和3年の所得が0円の場合
 - 2 主たる生計維持者の令和3年の合計所得が1,000万円を超える場合
 - 3 主たる生計維持者の減少しない収入の令和3年の合計所得が400万円を超える場合
 - 4 勤務先の倒産や解雇など自ら望まない形で離職した場合（非自発的失業者）の保険料軽減を受けている方
- ただし、事業収入・不動産収入・山林収入が減少している場合は対象です。

○対象となる保険料

令和4年度分の保険料で令和5年4月から12月末までに納期限があるもの
(令和5年3月相当分の保険料が対象になります。)

○必要な書類について (必ず同封してください。)

- 1 死亡や重篤な傷病の場合は、死亡または重篤な傷病を証明する医師の診断書
- 2 収入減少の場合は、「収入減少等申告書」の下部【添付書類】をご覧ください

○「減免申請書」および「収入減少等申告書」の記入例 (別紙をご覧ください)

○申請に際してのお願い

申請受付後の審査に時間を要するため、**減免決定に係る保険料変更通知書のお届けには時間がかかります**ので、減免決定までの間、保険料が未納の場合は督促状が届くことがありますが、ご了承ください。

○還付について

減免により保険料が過納となり、還付金が発生した方には、過納のお知らせを送付します。お知らせと同封する還付先口座連絡票を返送していただいたのち、還付金を指定口座に入金します。(入金までには時間を要します。)

なお、納期限が到来している保険料に未納がある場合は、原則として、過納額の一部または全部を未納分に充当します。また、現在、保険料の納付が困難な状況にある方は、納付相談を行っていますので、収納担当(TEL 21-3153)へご連絡ください。

○減免申請書の提出期限 令和5年12月28日(郵送の場合は12月28日消印有効)

【お問い合わせ先】 国保年金課 資格(賦課)担当 TEL 21-3150